

# 資金集中配分サービス規定

2020年4月1日現在

## 1. 資金集中配分サービス

資金集中配分サービスには、資金集中サービスと資金調整サービスがあります。

## 2. 資金集中サービスの取扱い

資金集中配分サービス申込書（以下、「申込書」といいます。）記載のとおり、指定日に、ご指定の金額を子口座から引落して親口座へ振替えます。

## 3. 資金調整サービスの取扱い

申込書記載のとおり、指定日に、子口座がご指定の金額になるよう、子口座から引落して親口座へ振替えるか、または親口座から引落して子口座へ振替えます。

## 4. 資金振替の方法等

- (1) 引落しにあたっては、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (2) 本サービスは、指定日の前日最終残高を基に行ないます。指定日当日に入金があっても処理はできません。  
なお、この場合の引落しは、入金のお知らせあるいは振込金受取書などの発行は省略させていただきます。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
  - ① 指定日に、振替金額が引落指定口座から払戻すことのできる金額を超えるとき。（引落指定口座で当座貸越が利用できる場合は、指定額集中・指定額整数倍集中・資金調整のみ利用します。）
  - ② 引落指定口座・入金指定口座が解約済のとき。
  - ③ 申込人から引落指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
  - ④ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。

## 5. 手数料等

当行所定の取扱手数料は、毎月当行所定の日、手数料引落口座から口座振替の方法により引落すものとし、この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当行所定の方法で取扱います。

## 6. 届出事項の変更等

届出事項に変更がある場合は、当行所定の書面により、お取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 7. 解約

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) お申込人について、相続の開始があった場合には、資金集中配分サービスは解約されたものとして取扱います。

## 8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上